

農林水産商工常任委員会資料

(令和6年2月22日)

# 陳情6年農林水産第2号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

## 陳 情 文 書 表

議 会 資 料

## 陳情（新規）・農林水産商工常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年-2 (R6.2.5)	農 林 水 産	食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情	

## ▶陳情事項

次の事項について、地方自治法第99条の規定により政府に意見書を提出すること。

- ・「新基本法」制定に当たっては、食糧自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、自給率向上を政府の法的義務とすること。

## ▶陳情理由

政府は、令和6年の通常国会で、食料・農業・農村基本法を見直し、新たな「基本法」を制定することを目指している。

日本のカロリー自給率38%は先進国の中でも最低であり、穀物自給率28%は世界185カ国中129位である。旧農業基本法以来、自給率は一貫して右肩下がりに低下し続け、現行の食料・農業・農村基本法制定後、5次にわたる「基本計画」で食糧自給率を引き上げるとされてきたが、目標を達成したことは一度もない。これは、現行基本法は、「基本計画」で「自給率向上」を設定したものの、単なる閣議決定のため、法的拘束力がないためである。

さらに、政府の「新基本法」の検討では、食糧自給率との文言もない。食糧自給率向上に対する国の責任を放棄しようとしている。

いま、世界的な食糧危機が進行し、「食べたくても食べられない」人々が増える中、食糧自給率向上を放棄して国民を飢餓に追い込むのではなく、「新基本法」では食糧自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、計画の達成度の検証結果と必要な施策の見直しを国会に報告させるなど、食糧自給率向上を政府の法的義務とする必要があることから、上記事項について、政府に意見書を提出していただきたい。

## ▶提出者

鳥取県農民運動連合会 会長 雑賀 敏之

# 現状と県の取組状況

執行部提出参考資料

農林水産部（農林水産政策課）

## 【現状】

- 1 国は、平成11年に制定された「食料・農業・農村基本法」（以下「基本法」という。）について、農業構造の変化（国内市場の縮小や生産者の減少・高齢化等）や、昨今の輸入食料・資材の価格高騰など、食料安全保障上のリスクが高まっている情勢を踏まえ、令和4年9月、食料・農業・農村政策審議会に新たに「基本法検証部会」を設置し、基本法の検証、見直しに向けた検討を開始した。
- 2 同部会では、計17回の開催過程において、食料・農業・農村を巡る情勢変化を踏まえて見直すべき基本施策の方向性に関する集中的な議論や、各分野の有識者へのヒアリングが実施され、全国での地方意見交換会及びパブリックコメントの実施を経た後、令和5年9月11日に最終答申がなされた。
- 3 本答申では、今後20年を見据えて予期される課題として、平時における食料安全保障リスク、国内市場の一層の縮小、持続性に関する国際ルール強化、農業従事者の急速な減少、農村人口の減少による集落機能の一層の低下等を踏まえ、基本法の基本理念について、4つの論点からの見直しが提言されたほか、食料自給率目標についての見直しの方向も示された。

### <基本理念の見直し論点>

- ①国民一人一人の食料安全保障の確立
- ②環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換
- ③食料の安定供給を担う生産性の高い農業経営の育成・確保
- ④農村への移住・関係人口の増加、地域コミュニティの維持、農業インフラの機能確保

### <食料自給率目標の見直しの方向>

- 現行基本法は、国民が必要とする食料を確保していくために、国内農業生産と輸入・備蓄を適切に組み合わせることが不可欠であるが、食料の輸入依存度を高めていく方向ではなく、自国の農業資源を有効活用していくという観点で、国内の農業生産の増大を図ることを基本とした。そのため、国内で生産される食料が国内消費をどの程度充足しているかを示す指標として食料自給率目標を位置づけ、基本計画に食料自給率目標を記載することとされたものである。
- しかし、現行基本法が制定されてからの情勢変化及び今後20年を見据えると、輸入リスクが増大する中での食料の安定的な輸入、肥料・エネルギー資源等食料自給率に反映されない生産資材等の安定供給、国内だけでなく海外も視野に入れた農業・食品産業への転換、持続可能な農業・食品産業への転換等、基本理念や基本的施策について見直し、検討を要する課題が生じており、こうした状況を踏まえると、必ずしも食料自給率を指標とするだけでは直接に捉えきれないものがあると考えられる。
- 基本計画の見直しにあわせ、食料自給率目標は、国内生産と望ましい消費の姿に関する目標の1つとし、食料安全保障上の様々な課題を含め、課題の性質に応じ、新しい基本計画で整理される主要な課題に適した数値目標又は課題の内容に応じた目標も活用しながら、定期的に現状を検証する仕組みを設けることとするべきである。

4 国は、本答申内容を踏まえた基本法改正法案の令和6年通常国会への提出に向けた調整を進めており、2月13日には改正案の条文が示された。改正案では、現行基本法同様、基本計画において食料自給率目標を定めるとともに、新たに、その他の食料安全保障の確保に関する目標を定め、それらの達成状況を少なくとも年1回調査の上、結果を公表すると明記されている。

**【県の実施状況】**

食料自給率向上は、国が主体的に取り組むべき課題であることから、引き続き、基本法の見直しや基本計画策定の動向を注視する。